

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」に対する意見書

2014年（平成26年）1月24日

日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会がこの度取りまとめた報告書案「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」（以下「報告書案」という。）に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 「弁理士の社会的使命の明確化」にあたっては、産業財産権の出願・登録とその前提としての発明等の発掘に焦点を当てるべきである。
- 2 大規模特許事務所における利益相反の考え方についての自主的ルールが明確にされるべきである。
- 3 「知財制度全般の相談を弁理士の業務と位置付けること」に反対する。
- 4 特定不正競争の範囲を拡大する見直しに反対する。

意見の理由

- 1 「弁理士の社会的使命の明確化」について
報告書案「制度改正の具体的方向」第1章 . 2 . (27 ~ 28 ページ) において、「弁理士の社会的使命を法律に規定することが適切」と述べられている。
弁理士の社会的使命を法律に規定することに賛成する。
そこで重要なのは、その社会的使命の内容である。これを法律に規定するに際しては、弁理士の業務範囲の問題とは切り離し、弁理士が利用者に提供するサービスの核となるものは何か、という視点が欠かせない。例えば、弁護士の業務範囲は知的財産を含め非常に多岐にわたるが、その使命は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」である。

この視点で弁理士の社会的使命を考えれば、それは、産業財産権の対象である発明等を見い出して適切に光を当てた明細書を作成し、特許庁への出願及びそこでの審査において出願人を代理し、登録により発明等への有効・適切な保護がなされるよう出願人をサポートする業務である。弁理士の社会的使命を法律に規定するのであれば、このような弁理士ならではの中核的なサービスに焦点を当てた規定を設け

ることが適切であると思料する。

2 大規模特許事務所における利益相反の考え方について

報告書案「制度改正の具体的方向」第1章 . 2 .(2)(3 2 ページ)において、「大規模特許事務所におけるチャイニーズ・ウォール・ルールの明確化等，必要な手当を行った上で，・・・制約を緩和することが適切である」と述べられ，日本弁理士会作成の資料1，3(2)には，事務所内情報遮断措置の明確化への日本弁理士会の取組が提案されている。

必要な手当てを行ったうえで法律上の利益相反規定を緩和することに異議はない。

しかし，利益相反の問題はユーザーに深刻な不利益をもたらし，利益相反規定の安易な緩和は資格制度に対するユーザーの不信を引き起こすおそれがあるため，慎重な検討が必要である。

この点，資料1で提案されている日本弁理士会の取組は，必要な手当てとして不十分ではないかと危惧する。もちろん，事務所内情報遮断措置がとられているか否かは，当該ルールを適用するにあたっての考慮要素として重要である。しかし，そもそも，大規模特許事務所，すなわち複数弁理士からなる共同事務所及び特許業務法人において利益相反をどのように考えるのか，ということに関する自主的なルールの制定こそが望まれている。事務所内情報遮断措置がとられていなかった場合には大規模特許事務所における利益相反はどのように考えられるのか，事務所内情報遮断措置がとられていた場合にはそれがどのように変更されるのか，というルールを定めることが必要なのである。しかし，そのようなルールがなければ，事務所内情報遮断措置を明確化したとしても，当該措置がとられた場合にも残る利益相反の危険をどう回避するのか，また当該措置を怠った場合の利益相反の危険にどのように対処するのかがユーザーには明らかとならず，ユーザーが持つ利益相反の懸念は解消しない。

したがって，法律上の制約を緩和するための前提となる必要な手当てとしては，大規模特許事務所，すなわち複数弁理士からなる共同事務所及び特許業務法人において利益相反をどのように考えるのかというルールを日本弁理士会が明確化することを求めるべきと思料する。

3 「知的財産全般の相談を弁理士の業務と位置付けること」について

報告書案「制度改正の具体的方向」第2章 . 1 .(3)イ(4 0 ~ 4 1 ページ)において，「知的財産全般の相談を弁理士の業務と位置付けることについて」との表題の下，「知的財産相談に係るワンストップサービスを実現するための環境整備

を行うことが適切である」と述べられている。

ユーザーにとって、「知的財産相談に係るワンストップサービス」が望まれることはいうまでもない。しかし、ただワンストップであれば足りるのではなく、提供されるサービスの内容が利用者の権利保護にとって十分なものでなければならぬ。

この点、知財制度全般の相談を受けるとなれば、産業財産権の発掘・出願・登録のみではなく、その利用・行使に関わる多種多様な法律問題の発見・調査・分析・助言が必須であって、産業財産権法そのものよりも、むしろ民法、会社法、民事訴訟法、民事執行・保全法、倒産法、独占禁止法などの素養が重要となる。産業財産権以外の知的財産権、すなわち著作権、回路配置権、育成者権、不正競争防止法に基づく権利などの場合は、なおさらである。これらの素養がなければ、問題が発見されず、調査・分析・助言のために他の専門家に誘導することすらなされないおそれが高く、ユーザーが著しい不利益を受けることになる。

したがって、ユーザーの権利・利益を適切に保護することができる「知的財産相談に係るワンストップサービス」を実現するためには、弁護士、弁理士及び他の専門家がそれぞれの知識経験を活かして協働することができる態勢を整えることが不可欠である。

そうすると、知財制度全般を弁理士の業務と位置付け、あたかも弁理士だけで知財制度全般の相談に応ずることができるかのように定めることは、実態から乖離し、利用者に誤解を与え、弁理士とその他の専門家との協働への妨げとなるだけであつて、不適切である。

4 特定不正競争の見直しについて

報告書案「制度改正の具体的方向」第2章 . 2 .(2)(4 1 ~ 4 2 ページ)において、「特定不正競争については、具体的条項ごとにユーザーのニーズ及び弁理士の知見の活用可能性を検証し、必要な見直しを行っていくことが適切」と述べられている。

この点、具体的条項ごとにユーザーのニーズを検証すべきことはいうまでもない。しかし、報告書案資料 として概要が添付されたアンケートでは、概要からは省略されているものの、既に、法改正を正当化するユーザーのニーズは存在しないとの結果が出ているのであって、その結果を素直に受け止めるべきである。

以上